

住宅災害共済事業細則 新旧比較対照表

新条文	旧条文
<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第7条 規約第12条(共済契約の申込み)第3項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面<u>またはこの会の定める電磁的方法により</u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を【削除】この会に<u>示す</u>ものとします。</p> <p>(1) 共済契約の型</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第7条 規約第12条(共済契約の申込み)第3項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に<u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえ</u>この会に<u>提出する</u>ものとします。</p> <p>(1) 共済契約の型</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>
<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第8条【中略】</p> <p>【削除】</p>	<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第8条【中略】</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」第2項に定めるS1200型またはS3000型の共済契約を締結している場合で、同一の被共済者について、この会の実施する定期生命共済事業にかかる共済契約のうち、定期生命共済事業規約別表第5「共済契約の種類」第1項に定める65歳以上専用歳満期型の契約を締結するときは、あわせて生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」第3項に定める先進医療型の共済契約を締結することができるものとします。</u></p>
<p>(移行契約)</p> <p>第15条【中略】</p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、学生総合共済事業規約第<u>7</u>条(被共済者の範囲)第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同【削除】第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり、<u>住宅災害共済の契約に変更</u></p>	<p>(移行契約)</p> <p>第15条【中略】</p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、学生総合共済事業規約第<u>8</u>条(被共済者の範囲)第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同<u>条</u>第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり【挿入】住宅災害共済の契約に変更</p>

新条文	旧条文
<p>しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。</p> <p>〔中略〕 〔削除〕</p> <p><u>4.</u> 前<u>3</u>項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p><u>5.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>6.</u> 共済契約者は、移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第19条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>7.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。ただし、第3項 〔削除〕</p>	<p>しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。</p> <p>〔中略〕</p> <p><u>4.</u> <u>共済契約者は、被共済者について、全国大学生協共済生活協同組合連合会が実施する短期生命共済事業規約に定める被共済者の範囲である「学生」でなくなり、住宅災害共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。ただし、2020年（令和2年）5月15日規約一部改正が適用されている共済契約は、第2項の規定に準じます。</u></p> <p><u>5.</u> 前<u>4</u>項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p><u>6.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>7.</u> 共済契約者は、移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第19条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>8.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。ただし、第3項 <u>および第4項</u>の移行契約においては、本項は適用しません。</p>

新条文	旧条文
<p>の移行契約においては、本項は適用しません。</p> <p><u>8.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>9.</u> この会は、移行契約において、規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>	<p><u>9.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>10.</u> この会は、移行契約において、規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2023年（令和5年）5月29日細則一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2023年9月1日より施行します。</u></p>	<p>【新設】</p>